

令和4年度

札幌市動物愛護管理推進協議会

議 事 録

日 時：2023年3月22日（水）午後7時開会  
場 所：W E B 会 議

## 1. 開 会

○事務局（千葉動物管理センター所長） それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和4年度札幌市動物愛護管理推進協議会を開催いたします。

私は、本協議会で事務局を務めています札幌市動物管理センター所長の千葉でございます。よろしくお願いいたします。

協議を始める前に、まず、注意事項等につきましてご説明をさせていただきます。

本日は、昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点から、ウェブ会議形式とさせていただいております。

本来であれば、議事進行につきましては会長にお願いするところではございますけれども、本日につきましては、申し訳ありませんが、事務局のほうで話を進めさせていただければと思っております。ご了承いただければと思います。

まず初めに、発言方法についてご説明をさせていただきます。

ウェブ会議のため、雑音等が入ることがないように、ほかの方の発言中はマイクをミュートにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、発言の際に挙手をいただけますと、司会のほうから指名をさせていただきますので、議事録の作成の関係上、申し訳ありませんけれども、発言をされる方はお名前をおっしゃった上で発言いただければと思います。事務局のほうで、指名後にミュートを解除して発言できるようにさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本協議会は、傍聴席を設けて公開で開催をしております。

加えまして、本日の議事録は札幌市公式ホームページで公開することとしておりますので、あらかじめご了承いただければと思います。よろしくお願いいたします。

早速、始めさせていただきますけれども、まず最初に、委員の改選についてご説明させていただきます。

今年度は、委員の改選期を迎えたところでございまして、皆様におかれましては、再任または新任として委員就任をご承諾いただき、厚くお礼を申し上げます。

後ほど、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと存じます。

次に、本日の委員の出席状況をご報告させていただきます。

本日は、委員12名のうち11名に出席をいただいております。出席者が過半数を超えておりますので、札幌市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第17条の規定によりまして、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。

次に、事前に電子メールにてお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、協議会の次第、委員の方々の名簿、次に資料になりますけれども、一つ目として、札幌市動物愛護管理推進計画の進捗状況について、二つ目の資料ですが、令和4年度市民アンケート結果の概要について、三つ目、(仮称)動物愛護センター整備の進捗状況について、次に、(仮称)動物愛護センターにおける教育啓発事業の案について、それから、五つ

目になりますけれども、保護ボランティア登録制度の改正について、参考資料としまして、札幌市動物の愛護及び管理に関する条例、この協議会に関する情報を抜粋したものをお送りさせていただいたところでございます。

なお、資料につきましては、各資料の説明の際に画面に表示いたします。

それでは、早速、始めさせていただきますけれども、開会に当たりまして、札幌市保健福祉局保健所生活衛生担当部長の金綱によりご挨拶を申し上げます。

○金綱生活衛生担当部長 皆様、こんばんは。

保健所生活衛生担当部長の金綱でございます。

開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

まず、本日は、年度末の大変お忙しい中、札幌市動物愛護管理推進協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

この協議会は、条例に基づきまして、市民、行政及び関係機関が連携・協働して動物愛護管理に関する施策を推進する場として、また、施策の推進に当たって協議、評価、助言、提案等を行っていただく場として設置しているものでございます。

委員の皆様におかれましては、令和4年5月より本協議会の委員として、札幌市の動物愛護管理行政に様々な形でご支援とご協力をいただいているところでありまして、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

さて、現在、札幌市では動物管理センター、この八軒本所を建て替えて、そこに福移支所の動物収容機能なども集約するべく、令和5年度内の開設に向けまして新しいセンターの建設を進めております。

このことは、札幌市の動物愛護管理行政において一つの大きな契機であり、この新センターにおける動物の管理や譲渡の推進、また、動物の愛護及び適正飼養についての普及啓発など、新たな施設を活用した取組を積極的に進めていかなければならないと考えているところでございます。

本日は、先般、皆様からも頂戴したご意見なども踏まえまして、今後の市民教育普及啓発事業のあり方について検討したものや、センターの収容動物を保護、引取りしていただいております保護ボランティア制度の改正などについてご説明をさせていただきたいと考えておりますので、皆様からの忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

## 2. 委員紹介

○事務局（千葉動物管理センター所長） それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

初めに、本日ご出席の委員の皆様をご紹介します。

名簿順になりますけれども、公募委員の今井真由美様です。

認定NPO法人HOKKAIDOしっぽの会理事長の上杉由紀子様です。

公募委員の笠井理穂様です。

北海道ペット事業協同組合事務局長の佐々木俊平様です。

北海道愛玩動物協会副代表の外崎こずえ様です。

国立大学法人北海道大学大学院獣医学研究院獣医学部研究院長の滝口満喜様です。

一般社団法人札幌市小動物獣医師会会長の鳥越慎吾様です。

学校法人工藤学園愛犬美容看護専門学校事務長の中川佳代子様です。

公募委員の古屋宏二様です。

公募委員の本間恵子様です。

公益社団法人北海道獣医師会の前谷茂樹様です。

以上でございます。

次に、本日ご欠席の委員をご紹介します。

一般社団法人全日本犬訓練士連合協会北海道訓練士会会長の中谷雅子様です。

以上でございます。

続きまして、事務局の職員をご紹介します。

生活衛生担当部長の金綱でございます。

○事務局（金綱生活衛生担当部長） 金綱でございます。よろしくお願いたします。

○事務局（千葉動物管理センター所長） 動物管理センター所長の千葉でございます。

ちょっと見切れているのですが、管理係長の矢ヶ崎と指導係長の石橋も出席させていただいております。

後ほど、各項目につきまして説明させていただければと思っております。

### 3. 会長及び副会長選出

○事務局（千葉動物管理センター所長） 次に、会長の選出ですけれども、議事に先立ちまして、今年度は会長及び副会長を選出することとなっております。

会長及び副会長の選出につきましては、札幌市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第15条第1項に基づきまして、委員の互選により選出することとしております。

それではまず、会長についてですが、いかがでしょうか。

推薦等はございますでしょうか。

鳥越委員、お願いたします。

○鳥越委員 札幌市小動物獣医師会の鳥越と申します。よろしくお願いたします。

教育の面とか、札幌の中心にある北大の教授ということで、若い人の教育にも動物の愛護を生かしていただきたいと思っておりますので、ぜひ滝口先生にやっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（千葉動物管理センター所長） 今、滝口委員との推薦がございましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(千葉動物管理センター所長) ありがとうございます。それでは、本協議会の会長は滝口委員にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

次に、会長の職務を代理する副会長の選出でございます。

副会長も委員の互選により選出することとしておりますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○事務局(千葉動物管理センター所長) 特に他薦等がございませんでしたら、事務局案としては滝口会長に一任したいと考えますが、よろしいでしょうか。

○滝口会長 私からは、獣医師会からお願いしたいと思っておりますので、前谷先生にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局(千葉動物管理センター所長) ありがとうございます。

今、滝口会長より、副会長につきましては前谷委員とのご意見がございましたけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(千葉動物管理センター所長) ありがとうございます。

それでは、本協議会の副会長につきましては、前谷委員にお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、会長、副会長が決まりましたので、申し訳ありませんけれども、ここで会長から、一言、ご挨拶を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

○滝口会長 このたび、会長に就任させていただきます北海道大学の滝口と申します。

お顔見知りの先生も、委員の先生も多い中ですが、改めてどうぞよろしくお願い致しますということで、短いですが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○事務局(千葉動物管理センター所長) 滝口会長、ありがとうございました。

#### 4. 議 事

○事務局(千葉動物管理センター所長) それでは、早速、議事に入らせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、本来であれば、今、滝口会長に決まったところでございますので、滝口会長に進めさせていただくところですが、ウェブということもございまして、申し訳ありませんが、こちらのほうで議事を進めさせていただければと思います。

まずは、札幌市動物愛護管理推進計画の進捗状況につきまして、事務局から説明させていただきます。

皆様のお手元にも資料があろうかと思えますけれども、画面にも映させていただこうかと思えますので、ご覧いただきながら説明を聞いていただければと思います。よろしく願いいたします。

○事務局(石橋指導係長) よろしく願いいたします。札幌市動物管理センター指導係長の石橋と申します。

札幌市動物愛護管理推進計画の進捗状況につきまして、私からご説明をさせていただきます。

まず、例年、皆様にはご説明しているところですが、札幌市では、平成30年に札幌市動物愛護管理推進計画を策定いたしました。その中で、数値目標であったり、今後推進していく取組を掲げまして、動物愛護管理事務を行っております。

本日の協議会では、議題がかなり多くて時間が足りなくなることが予想されますので、令和4年度の実施結果について、概略のみご説明をさせていただきたいと思います。

まず、お手元の資料①札幌市動物愛護管理推進計画の進捗状況をご覧くださいと思います。

1ページ目に、推進計画の数値目標となっている指標について、平成28年の状況を左側に、令和9年に向けた最終目標を右側に、そして、今年度までの状況を真ん中に置いております。

なお、今年度の状況については、まだ令和4年度が完了しておりませんので、この後に出てくる各数字については、先月、2月15日までの数値を用いてご報告させていただきたいと思います。

2ページ目から4ページ目までに経年変化が分かるグラフも載せておりますので、併せてご確認くださいと思います。

1ページ目のほうでご説明をさせていただきたいと思いますけれども、令和9年に向けた最終目標から大きな乖離があるものとしては、まず、一番上の動物愛護の精神が広まっていると思う人の割合、犬による咬傷事故件数、そして犬に関する不衛生の相談ということになっております。

まず、一つ目の動物の愛護の精神が広がっていると思う人の割合については、平成28年が20%弱で、これを令和9年までに50%まで高めていくことを目標としております。

アンケート自体は平成28年度、令和元年度、令和4年度に実施しております、令和元年度も、今年度も20%前後にとどまっており、伸び悩んでいる状況です。

アンケートの細かい分析についてはこの後の議題でご説明をしたいと思いますけれども、アンケートを答えた方が身の回りで、動物を大切にしようとか、動物を正しく飼おうといった動物愛護という考え方に触れる機会があまり増えていないと感じておられるということだと思いますので、そういった実感を持っていただけるような施策を進めていかなければならないということかと思えます。

また、咬傷事故については、3ページのグラフでもお示しをしておりますとおり、昨年が突出して多く、今年もそれに近いような数字で推移をしている状況になっております。

事故発生時状況なども調べているのですが、リードをつけてのお散歩中にとっさに犬が飛びついてしまったりとか、その行動をうまく制御ができなくて起きてしまっているという事故が目につきます。

ふだんはそういうことがないよいい子であっても、やはり動物なので、瞬間的な行動をし

てしまうことはあるということ、そして、大丈夫だろうではなくて、もしかしたらという緊張感を持たなければならないということも多くの方に知っていただけるような取組が必要なかなと考えているところでございます。

最近では、咬傷事故が起きたというときの指導の中で、口輪の装着などをお勧めするケースも増えてきております。

そして、最後に、犬の不衛生に関する苦情ですけれども、かつてはふんの放置、ふんを捨てていかないといったことがほとんどだったのですが、最近は尿に関する苦情が多くなっております。

ふんの放置に関する苦情は減ってきておりますので、マナー自体は向上しつつあるのかもしれませんけれども、周りの方、動物を飼われていない方も含めて、そういった方々が求めるお散歩マナーのレベルと実際の飼い主さんのお散歩マナーの現状がかみ合っていないということが言えるのではないかと思います。

残念ながらというか、尿については、こうしなければならないという強い規定があるわけではございません。水をかけて流すということが推奨されることもありますけれども、困っている方々からすると、結局のところ、汚れを広げているだけというご指摘もありますことから、なかなか効果的な対処が難しいという状況です。

排せつを散歩前に済ませることとかマナーベルトの装着といった理想の飼い主像を積極的に示していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

それ以外の指標については、目標のクリアまたはそれに近い状況まで来ているところでございます。特に、動物収容関係については、ボランティアの皆さんや北海道大学、獣医師会の先生方のご協力もあって、動物福祉の向上、譲渡率の向上といった結果が出てきているところかと思っております。

この場をお借りしてお礼を申し上げます。

5ページ以降は今年度の取組についてのご報告となりますが、本日は時間も限られているということで、項目ごとの説明については割愛させていただきたいと思っております。

概略を申し上げますと、令和3年度は新型コロナウイルス蔓延防止のために様々な事業に制約がかかっておりましたが、今年度については、出前講座とか、講演、セミナー、実習の受入れなどの教育普及活動は一定数開催することができたと思っております。

ただ、人が多く集まることが予想される動物愛護週間の大型イベント、人とペットの暮らし広場については開催見送りになってしまっております。

また、8ページ目になりますけれども、今年度より飼い主のいない猫に関する取組についても資料に掲載しております。

本市では、令和2年に飼い主のいない猫への対応ガイドラインを策定いたしまして、これに基づいて対策に取り組んでいる地域に対し、試験的に支援を開始しているところでございます。

具体的には、その地域におけるTNR活動への取組の進め方であったり、地域への情報

の周知方法についての助言、あとは、実際に捕獲のために使用する檻を貸し出すことや、捕獲された猫の不妊手術を行うといったこともお手伝いをしている状況です。

駆け足でございましたけれども、推進計画の進捗状況、取組状況に係る事務局からの説明は以上となります。

○事務局（千葉動物管理センター所長） 札幌市動物愛護管理推進計画の進捗状況について説明させていただきました。

ただいまの説明に対するご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員 北海道ペット事業協同組合事務局の佐々木と申します。よろしく申し上げます。

先日の北海道の会議と似ている話で、咬傷事故に関してですけれども、その目標値に困っているということで、提案ですけれども、家庭犬の訓練士さんにもっと表に立ってもらって、今後は各団体さんと連携を取っていったらどうかという提案です。

もちろん、動物病院さんもそうですし、保護団体さんもそうですけれども、引渡しの際に、我々は組合事業で商いとともにも犬猫のしつけについて説明しているのですけれども、訓練士さんに表に立ってほしいという連携も含めて、今後はそのようにしてほしいと思います。

○事務局（石橋指導係長） ありがとうございます。

普及啓発に当たっては、いろいろな主体が関わっていただければと考えております。

この後、少しご説明をしますけれども、新しくペットを飼われる方や、今、既に飼われている方、ペットの飼い方について知りたい方に対して、新しいセンターの機能を使った教育普及事業も考えておまして、その中で、しつけの仕方や訓練の仕方というところも出てくるかと思えます。そういった部分を一つの取っかかりにして、いろいろなところと連携していけたらなと考えております。

○佐々木委員 ありがとうございます。

○事務局（千葉動物管理センター所長） ほかにございませんでしょうか。

中川委員、お願いいたします。

○中川委員 愛犬美容看護専門学校の中川です。よろしく申し上げます。

同じく犬の咬傷事故によるグラフを見せていただいているのですが、令和3年度は非常に数が伸びているというか、高いのですけれども、これは何か理由があるのでしょうか。

○事務局（石橋指導係長） ありがとうございます。

我々のほうで事故の発生原因や状況などを聞き取りして分類しているのですけれども、特にこれという原因があるわけではないのです。特定の原因が多いということではないものですから、我々としても、なぜこんなに増えたのか、ちょっと分からないというのが正直なところです。

○中川委員 ありがとうございます。

○事務局（千葉動物管理センター所長） ほかにございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（千葉動物管理センター所長） それでは、続きまして、令和4年度市民アンケートの結果概要について、事務局から説明させていただきます。

○事務局（石橋指導係長） それでは、引き続き、石橋からご説明をさせていただきます。

資料②の令和4年度市民アンケート結果概要についてという資料をご覧くださいと思います。

このアンケートは、動物愛護管理推進計画を作成するに当たっての市民の皆さんの意識やニーズを把握することを目的として、平成28年度から3年置きに実施をしているものです。

令和元年度に実施した後、3年を置きまして、今年度が実施予定年に当たっておりましたので、予定どおり実施したところでございます。アンケートの実施方法ですけれども、本市の広報部市民の声を聞く課という部署で年間を通して実施しているインターネットアンケートの一環として行っておりまして、昨年12月に性別や年代で均等に割り付けた札幌市民480名からの回答をまとめたところでございます。

民間のインターネット調査会社が保有する多数のモニターさんを活用したアンケートとなっておりますので、動物に興味がある方、ない方、様々な方にご回答いただく形になっております。

結果についていくつかピックアップをしてお説明したいと思いますけれども、まず、(1) 推進計画の成果指標にもなっております札幌市民全体に動物愛護精神が広まっていると思うかという設問に対して、先ほどお話をしたとおり、「そう思う」「どちらかというと思う」という回答を合わせて、平成28年時点で20%程度であったところを、令和元年度、今年度はいずれも同程度で推移をしております、伸び悩んでいる状況になっております。

これについては、動物が好きであるかどうかという設問との関連も確認したのですが、動物に興味がないという方でその精神が広まっているとは思わないという割合が高めではありましたが、もともと動物に興味がないという方自体が回答の中では少数派でありましたので、全体傾向に影響を与えるほどではありませんでした。

ですから、何らかの動物が好きという方の中でそれほど動物愛護精神が広まっているとは思わないという方が残念ながら多くいらっしゃるということかと思えます。

次の設問(2)ですけれども、札幌市が人と動物が幸せに暮らせるまちだと思いますかという設問を設けておりまして、幸せに暮らせるまちだと答える市民の方が残念ながら徐々に減少傾向にあるという結果が出ております。

先ほどの設問もそうですけれども、これらの設問については、単純に身の回りで動物が大切にされているとか、そういった考え方に触れることがあるかというだけではなくて、動物を飼っている人から見て、動物が飼いやすい環境にあるかですとか、周りの市民の方

から理解を得られやすいかという印象であったり、一方で、動物を飼っていない方から見るときには、ほかの人が飼っているペットや動物のことで困ったりすれば悪い印象を持つということにも左右される部分があるというふうに思われます。

実際に人と動物が幸せに暮らせるまちとは思わないというお答えをされた方の理由を聞いていきますと、60%以上の方が飼い主等のモラルやマナーの課題を挙げておりまして、さらに動物取扱業者の問題や、ちょっと変わったところでは、野生動物との共生といったところも問題だと考えておられることが分かりました。

やはり、単純に動物を大切に扱いましょうということ呼びかけていくだけではなくて、正しい飼い方や、ルール、マナーといった部分の底上げが非常に重要なのではないかと考える次第でございます。

続きまして、(3)動物の愛護の精神を広めるためには何が必要かという設問に対して、適正飼育について、講習会とか、しつけ教室を行った方がいいのではないかといった声が多くなっておりまして、ここまでの話と矛盾がない結果が出ていると考えております。

ただ、開催場所について、区役所とか区民センターといった地元に近い場所での開催を求める声も多く、新センター開設後に気軽にセンターに来ていただけるような、センターで学んでいただけるような動機づけを考えていかなければいけないと考えております。

続いて、(4)では、センターが担っている役割に対する評価と、もっと力を入れてほしいという事柄についてまとめております。総じて、十分に行われているという評価よりも、もっと力を入れるべきというご意見が多くなっている状況です。

大きく分けると、動物収容、収容動物の管理や譲渡といった分野と市民とか動物取扱業者における適正飼育の底上げを求める声が大きくなってきていると言えるかと思えます。

資料には載せておりませんが、新センターができることに対してのお尋ねもしておりまして、犬、猫の収容や譲渡の強化、飼い主、事業者等に対する指導の強化を期待するというお答えが多くなっている状況です。

続いて、(5)収容動物の譲渡や殺処分、取扱いに関する質問については、攻撃性や感染症など譲渡適性が低い動物であっても殺処分をするべきではないという回答が3割を超えておりました。これまでの2回のアンケート調査に比べると倍近くの結果となっております。これまでの2回のアンケート調査に比べると倍近くの結果となっております。殺処分低減か少なくしていこう、もしくはゼロを目指していこうということを望む市民の方々の意識が高まっているのかなというふうに考えられます。

また、センターに収容される動物たちの健康管理についても、一般的な動物病院で受けられる治療、もしくはそれ以上の水準を求める声が、過去のアンケートもそうなのですが、6割を超える結果となっております。不特定多数の動物たちが収容される公営のシェルターという収容施設という場においてどの程度の個別的な治療が行われるべきかという点については、いろいろ議論が必要な部分かと思えますけれども、市民の皆さんのニーズとしては、病気やけがで苦しんでいる動物に対して十分なケアをしてほしいというご意見が多いということかと思えます。

続きまして、(6)は野良猫に関する設問となっております。

特徴的なところとしましては、アンケートの回を追うごとに野良猫を見かけるという回答が減ってきておりまして、これは資料にはお示ししておりませんが、野良猫の減少とか局在化が進んでいるということが見て取れるかと思えます。

あとは、資料に載せておりますけれども、野良猫がいるということへの受け止め方として、無条件に好ましい、野良猫がいることがいいことだと考えている方は5%ということで非常に少なくなっております。一方で、5割の方が無条件に好ましくない、野良猫はいるべきではないと考えていることが分かりました。この中には、単純に野良猫によって迷惑をしているからという方もいれば、逆に北海道の厳しい環境の中で暮らしていくのはかわいそうだから、路上で亡くなってしまう猫たちもたくさんいるという状況を考えたときに、かわいそうだから何らかの形で保護をすべきという方も含まれていると思えます。

本市への野良猫に関する苦情というものがいまだに多く存在することを考えると、野良猫をいかに自然な形で減らしていくかということを考えていかなければいけないということが見えてくると思えます。

最後に、(7)については、ペットの災害対策についての取組になります。

今年度、初めてアンケートを行ったものになりますけれども、災害が起こったときに、まずは人とペットが安全な場所に避難するという同行避難という考え方についてまだまだその認知度が低いことが分かりました。本市でも、セミナーとか防災手帳の配布などを通して同行避難について啓発しているところではあるのですが、4割以上の方から、ペットの災害対策についての啓発がまだまだだというお答えもいただいております。この点については今後の課題と考えております。

以上、駆け足ではございましたけれども、アンケート結果についてご説明いたしました。

○事務局(千葉動物管理センター所長) アンケートの結果につきましては、多岐にわたっていたところもありますので、(1)から(7)まであっているいろいろあろうかと思えますので、一つ一つ聞いていこうかと思えます。

まず、一つ目の動物愛護管理推進計画の数値目標に係る設問につきましてお答えさせていただきました。このような結果になってございますが、このことにつきましてご質問、ご意見等はございますでしょうか。

古屋委員、お願いします。

○古屋委員 非常に面白いアンケート結果で、興味深く見させていただきました。もう少し数を増やすということはできないのでしょうか。500人くらいでしたね。

○事務局(石橋指導係長) 480人です。

○古屋委員 480人ですね。もう少し増えればすばらしいと思ったのですが、これが増えるというわけにはいかないのですか。

○事務局(石橋指導係長) そうですね。現状としては、札幌市全体で行っているアンケートの枠組みの中でやっている状況でして、そこの枠組みを完全になくして、独自にやる

となるということであれば方法があるのかもしれませんが、それにはやはりお金がかかってくるということはあるかと思えます。

○事務局（千葉動物管理センター所長） ほかに何かございますでしょうか。

○滝口会長 コロナ禍でペットを飼う方が増えたということが報道される一方で、飼い切れなくて放棄してしまう方も増えているということがまことしやかに報道されたりしているのですけれども、実際問題、それが本当に事実かどうかというのは私も十分把握していませんが、マスコミというか、報道的には、飼う方が増えた一方で放棄する方もいて問題になっているということは、あっという間に社会にニュースとして広まってしまうと思うのです。

そういうものに影響を受けて、今回のアンケートで浮き彫りになったのは、そうは思わないという方が去年に比べると2倍ぐらい増えているというのは、偏向報道かどうか分かりませんが、コロナ禍による何らかの影響を受けた可能性があるのではないかと考えていまして、飼育されている方が増えたのは事実だと思うのですが、それに伴って放棄される方が本当に増えたのかどうかというところは検証が必要かと思っております。

○事務局（石橋指導係長） ありがとうございます。

おっしゃるとおり、動物を飼う方が増えたということに関しては、ペットフード協会の調査でも、少なくとも猫に関しては増加傾向にあります。犬に関しては減少傾向にあるようですけれども、そういうことが言われております。一方、札幌市の状況で申し上げますと、少なくとも動物を手放す、飼えないということで放棄をされる件数は年々減少傾向にあるということは言えるかと思えます。

我々もメディアの方からそういったことはありますかというお問合せをいただくことはあるのですけれども、毎回、札幌市の場合はそうではないですよというお答えをしている状況です。

○事務局（千葉動物管理センター所長） ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（千葉動物管理センター所長） それでは、二つ目になりますけれども、動物愛護管理基本構想の目標に係る設問について、ご質問等がございますでしょうか。

○古屋委員 先ほど、動物が好きではないのは少数派だということをおっしゃっていたと思うのですが、そういう中でこの設問というのは、幸せに暮らせるまちだという、札幌市に対してですね、非常に興味深い設問だと思うのですが、実際には半分以上の方がどちらでもないという回答になっていると思うのですが、それは市民の本音としてよく分からないというのが実態ではないかと思うのです。そこはどのように考えておられますか。

○事務局（石橋指導係長） ありがとうございます。

細かい部分までの分析に関しては、この答えからでは見て取ることは少し難しいかなと

いうふうには思うのですけれども、センターに対して期待をすることという部分で、次ページの飼い主さがし、適正飼養の講習会、しつけ教室が重要だとお答えいただいているものもあるので、やはり、何か足りてないのだなと思われている方は一定数いらっしゃるのではないかと思います。

○古屋委員 ありがとうございます。

○事務局（千葉動物管理センター所長） ほかにございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（千葉動物管理センター所長） それでは、（３）動物愛護管理に係る市民意識の設問の部分につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（千葉動物管理センター所長） それでは、（４）の動物管理センターに求められる役割に関する設問です。この後、新センターができることとなりますので、そこでの教育普及活動というところにもリンクすることになるかと思うのですけれども、先ほどご説明させていただいたような市民の方々からのニーズのところにつきまして、また後ほど似たようなお話でお聞きすることありますが、この部分についてご質問等はございますでしょうか。

こうやったらいいのではないかというお話がありましたら、また後ほどお聞きできればと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（千葉動物管理センター所長） それでは、（５）収容動物の譲渡または殺処分に係る設問です。この部分について、私どもとしては、先ほど話がありましたけれども、例えば交通事故で、予後不良という言い方をするかもしれませんが、そういった形で私どものほうに持ち込まれた猫とか、そういった個体については、やむを得ず安楽死、殺処分をすることもあるのですが、そうでない限り、私たちの収容能力といいますか、そういった観点からの殺処分や、昔のような放れている犬を殺処分するケースは本当にはないです。犬に関して言えば、本当にゼロが何年も続いているような状況ではあるのですが、皆様にお聞きすると、殺処分すべきではないという回答があって、実態とそぐわないと言うのは何ですが、まだまだ我々のPR不足のところがあるかと思います。当然、市民の皆様からは、殺処分をあまりしないでくれ、全くしないでくれといったご意見が非常に多いところでありましたけれども、ここにつきまして何かご質問等はございますでしょうか。

○古屋委員 先ほどの（３）と（４）とも関係していると思うのですけれども、やはり、市民の意識として、３０％近くの方が殺処分をすべきではないというのは、すごくいいことだと思うのです。これがもっと増えれば、これほどいいことはないと思います。動物愛護の観点から考えますとね。

そのことについて、新しいセンターが開設されることによって、より啓発できて、たくさんの方の市民がこれに興味を持ってくれることになったら、それにこしたことはないと思う

のですけれども、これはそのような考え方でよろしいのでしょうか。

○事務局（石橋指導係長） ありがとうございます。

殺処分の是非、どうあるべきかということに関しては、恐らく様々な議論があるのかなと思いますけれども、もちろんそれが少なくなるにこしたことはないですが、際限なくセンターでずっと抱え込んでいくのがいいのか、終生飼養をして、福祉がもしそれで低下するとしても飼うべきなのかどうかということに関しては、恐らく様々なご意見があるのではないかと思います。

ですから、やはり、入ってくる動物を減らすといいますか、動物がセンターに来ないで済むというような社会をつくっていくというのが我々の目指すところなのかなと考えております。

○事務局（千葉動物管理センター所長） ほかに何かご質問等はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（千葉動物管理センター所長） 次に、野良猫に係る項目になります。

この点につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（千葉動物管理センター所長） それでは、最後になりますけれども、ペットの災害対策に関する項目です。

ペットの災害に関しましては、実際には危機管理局という役所の中で大きな震災が起きたりした場合に音頭を取るような部署がございまして、本当に大規模災害があったりしたような場合は、各区などに避難所を設けなさいということで指示が下りてくるのです。その指示の中で、各区の中で設ける避難所の中で、どの程度の規模のペットを置くようなスペースを設けるか、どういうふうに管理をするかということが各区単位でいろいろと決められていく形になります。私どもとしては、もっと増やしてくれ、減らしてくれと言うのはなかなかちょっと難しいところはあるのですが、国もそうですし、札幌市もそうなのですけれども、今、同行避難という考え方がございまして、基本的に避難するときには一緒に連れて避難しましょうということになるものですから、例えば、避難所に連れて行ったときに無駄吠えをしてしまうということがあると、避難されている皆さんにご迷惑をおかけしてしまうということもあるので、我々としては、いつそういった震災が起きるか分からないので、あらかじめきちんとコントロールしていきましょう、管理できるようにしていきましょう、それから、逃げるときにはこういったものは最低限持って行きましょうというお話をさせていただいてるところです。

それについて、私どもとしても災害手帳のようなものをつくっているところですが、まだまだ啓発不十分であるというご意見を4割ほど頂戴しておりますので、我々としては、新センターの中で、こういったものをターゲットにした講習会をやりたいとか、いろいろ考えているところです。

いずれにしても、まだ皆様に認知されているとまでは言い切れない状況です。

後ほど、新センターにおける普及啓発のイベントのところでもこのお話をさせていただければと思いますけれども、後でまとめてお伺いすることによろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○事務局(千葉動物管理センター所長) 続きまして、(仮称)動物愛護センターの整備の進捗状況につきまして、管理係長の矢ヶ崎からご説明させていただきます。

○事務局(矢ヶ崎管理係長) 管理係長の矢ヶ崎でございます。

私から、動物愛護センター整備事業の進捗状況等について説明させていただきます。

皆様のお手元には資料③というA4判1枚物の資料をお配りしておりますけれども、今、画面に出させていただいている資料で、図面等を交えながら詳しく説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

最初のスライドでございます。

今回の整備ですけれども、札幌市動物愛護管理推進計画の目標である、人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろの実現のための基幹施設として新たなセンターを建設するというものでございます。

新しいセンターは、現在の八軒本所と北区篠路にあります福移支所の機能を1か所に集約する定としております。

支所につきましては、動物の火葬機能のみ残す予定としております。

次に、新しいセンターの施設規模でございますが、敷地面積2,000平米、延床面積1,000平米、木造の2階建てとなっております。

場所につきましては、現在の八軒本所の本当に近くにある札幌市中央区北22条西15丁目となります。

この新センターを整備することによりまして、事務・動物収容譲渡機能の集約による市民の利便性向上、適正譲渡推進のため、動物保護管理機能を強化、拡充、子どもたちの学習や市民交流を推進する動物愛護の拠点、こういった機能の向上を期待しているところでございます。

次に、新センターの特徴を説明させていただきます。

新しいセンターには、猫用のプレイルーム、犬用の屋内運動場、多目的ホールを新たに整備いたしまして、多くの方に来場いただいて、動物愛護の拠点となるような施設にしていきたいと考えてございます。

次に、木造ということで、従来の動物管理センターの殺処分という暗いイメージをなるべく払拭し、ぬくもりのある施設を目指してまいりたいと考えております。

また、道産の木材を利用することで、地域の木材の消費に寄与するとともに、森林環境譲与税を活用いたしまして、札幌市の財政負担も軽減していきたいと考えているところでございます。

また、新センターは、札幌市役所として初めてのZEB readyの建物となる予定

となっております。

Z E B r e a d yというのは、あまり聞きなじみがないかもしれませんが、従来建物と比較しまして50%以上のエネルギー消費量の削減に適合した建物となっております。

環境にも配慮した施設であるということも掲げていきたいと考えております。

その他の部屋と用途につきましては、こちらにあるとおりでございます。

この星のついたところが、今はなくて新しいセンターに新たに設置する部屋となります。

多目的ホール、個別相談室、屋内運動場、猫用プレイルーム、隔離・負傷動物室、トリミング室を新たに設置しようと考えております。

こういった新たな機能を十分に活用しながら、市民啓発とか収容動物の管理を適切に行っていきたいと考えております。

整備スケジュールについてですけれども、工事につきましては令和4年10月に着工してございます。

そして、令和5年度中の竣工及び供用開始を予定しているところでございます。

また、愛称の公募も予定しておりまして、完成前に決定していきたいところで、愛称を一般の方から公募しまして、提案が出てきた愛称を動物管理センターの方で幾つかの案に絞りまして、協議会の委員の皆様にお諮りした上で最終的には決めていきたいと考えておりますので、ご承知おきいただければと思います。

最後に、現在の整備状況の写真をお示ししたいと思います。

こちら、3月14日ということで、大体1週間前ぐらいです。現地の写真を撮ってきたところでございます。

骨組みが出来上がりつつありまして、順調に工事が進んでいるというところでございます。

もしお近くを通りかかりましたら、ちらっと見ていただければありがたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○事務局（千葉動物管理センター所長） 仮称ですけれども、動物愛護センターの整備の進捗状況についてご説明をさせていただきました。

ただいまの説明に対するご質問、ご意見等はございますでしょうか。

上杉委員、お願いいたします。

○上杉委員 しっぽの会の上杉です。

今、整備の話をしてくださいましたけれども、負傷とか処置室というのは、そこで不妊手術も行えるようになっているのでしょうか。

○事務局（矢ヶ崎管理課長） 隔離・負傷動物室というものがあるのですけれども、お話のあった避妊去勢手術につきましては、処置検査室というのがあります。これは今もあるのですけれども、そちらの方で簡単な手術はできるようになっております。隔離・負傷動

物室というのは、ほかの動物と交差することがないように隔離する部屋というふうを考えていただければと思います。

○上杉委員 地域猫といますか、飼い主のいない猫についても、その処置室で手術ができるようになるのでしょうか。

○事務局（千葉動物管理センター所長） 実際に動物管理センターにも獣医師が何名もおります。

それから、これから先の話にはなるのですけれども、獣医師会さんとか北大さんとかいろいろ協議しなければいけないところがあるかと思うのですが、可能であれば、そういった方々にもご協力をいただきながら、不妊、避妊について積極的に行うことができればと考えてございます。積極的にと言ってはあれですけれども、そういったことは今後も続けていきたいと考えております。

今よりも立派な手術室もできるかと思しますので、ぜひ積極的に使っていきたいと考えているところでございます。

○上杉委員 ありがとうございます。

○事務局（千葉動物管理センター所長） 古屋委員、お願いします。

○古屋委員 7番目の整備スケジュールの件ですけれども、愛称公募はどういうやり方でお進めいただくことになるのでしょうか。

○事務局（矢ヶ崎管理係長） 今の想定ですと5月から6月ぐらいにかけまして、こういう建物ができるので愛称を皆さん考えてくださいという公募を出させていただきます。

それで、大体1か月ぐらい集めまして、我々のほうで、今の案だと5から10ぐらいに絞ろうかと考えております。

○古屋委員 これは、ツイッターとかいろいろな方法ですか。

○事務局（矢ヶ崎管理係長） どういう方法がいいかについては決まっていますが、インターネットなどでフォームか何かをつくって、そこでやろうかなど。我々はツイッターも持っておりますので、こういうものがあるのですということでアピールして、回答、案についてはホームページで出してというやり方があると思っています。大体7月ぐらいに我々の中で案を決めて、8月から9月ぐらいにこういった場を設けさせていただいて、こういった案があるのですけれども、皆さんどうでしょうかという感じでお諮りさせていただきたいと考えております。

○古屋委員 ありがとうございます。

○事務局（千葉動物管理センター所長） 今の愛称の話で補足になるのですけれども、現状で言いますと、私ども役所の部署名は保健福祉局保健所動物管理センターという名前です。動物管理センターですけれども、これが課の名前なのです。ですので、私は所長ですけれども、私が課長職になりまして、課としての名称が動物管理センターなのです。

では、この建物の名前は何かというのと、皆様ご存じのとおり、動物管理センターなのです。新しくできるセンターにつきましても、まだ仮称ということではっきり決まっている

わけではないのですが、課としての部署名と建物の正式な名称につきましては、恐らく役所の方で決定させていただくことになろうかと思うのですけれども、今お話しした愛称につきましては、皆様にお配りいたしました資料にありますとおり、旭川さんは有名かと思うのですけれども、あにまあるとか、皆様が身近に感じていただけるような名称ですね。部署名ではなくて、建物のほんわかしたと言うと語弊があるかもしれませんが、皆様に愛していただけるような名称ですね。この部分について、皆様のお知恵を拝借しながら決めていきたいと考えておりました。

ほかに皆様からご意見、ご質問等はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○事務局(千葉動物管理センター所長) それでは、先ほどからお話しさせていただいておりますけれども、実際にできます仮称)動物愛護センターにおけるソフト部分になりますけれども、教育啓発事業についてご説明させていただければと思います。

○事務局(石橋指導係長) それでは、説明者が替わりまして、石橋からご説明させていただきたいと思います。

資料④の仮称)動物愛護センターにおける教育啓発事業(案)についてです。

先ほど、矢ヶ崎からご説明があったとおり、来年度中に、新しいセンターの開設を予定しております。現在、福移支所が担っている動物収容、譲渡などの業務が集約されるほか、新たに最大100名程度のセミナーも可能な多目的スペースが設置される予定です。

これまでに比べて多くの方が訪れやすい場所、福移支所に比べれば随分とアクセスのよい場所になりますので、そのようなところで動物の譲渡などに取り組むことができるようになるほか、動物の飼い方講座や災害対策などについてのセミナーを開催することもできるようになると思います。

11月に委員の皆様方にもアンケートという形でご意見を募集させていただいたところですが、市民の皆さんの動物愛護、適正飼育の意識を高めるためにどのような教育普及活動が必要なのか、どのような情報発信が有効であるのかということ、いただいたご意見も踏まえて検討を行いまして、事業計画案を作成しましたので、ご報告させていただきたいと思います。

いただいたご意見の中には、限られた予算とか人員といった問題から全てのものを取り入れることは難しかったのですが、できる限りのものということで案をつくらせていただいております。

ちなみに、今日の資料では、主なものをピックアップして掲載しております。実際にはほかにも取組があるのでありますが、今日は時間も限られておりますので、割愛させていただきます。ご理解をいただければと思います。

また、これらの事業を行うためには、当然、その予算が必要になるわけですが、この春に市長選挙が予定されておまして、まだ予算が確定していない状況でございます。このため、予算の配分状況によっては実施ができなくなるものも出てきてしまうかもしれ

ません。それについては含みおきいただければと思います。

それでは、お手元の資料に沿ってご説明をしたいと思いますが、まず、教育事業について大枠として、動物管理センターで行っている教育事業、普及啓発事業を、手段、方法から五つに分けて整理しております。

黒い背景に白抜きで書かれている部分がこれに当たります。(1)から(5)までございまして、ご依頼を受けて外部に講師としてお邪魔する取組や、イベント的に多くの方を対象に行う事業、インターネットとかポスター、パンフレットなどによる情報発信、センターの建物の中で常時ご覧いただけるような掲示物、そして、新センターの施設を活用したセミナーということでジャンル分けをしております。

中には、これまで実施してきた事業もありまして、それぞれの取組の横に、四角い枠で囲まれた「継続」とか「レベルアップ」とか「新規」といった言葉がこれまでの取組との関係を表していることとなります。「新規」というのは、これまでになかった取組になります。

また、各取組のタイトルの横に星印がついているものがあるのですが、これについては、平成30年に策定しました動物愛護管理推進計画において計画されていた事業になります。

なお、その取組ごとに回数を目安も記載をさせていただいているのですが、基本的には、新センターができた後の取組になりますので、新センターの開設時期に合わせて調整していくことを考えております。

本日は、時間も限られておりますので、既存の取組からレベルアップするものや、新たに取組を始めたいと考えているものをピックアップしてご説明したいと思います。

(1)(2)の授業については、既存事業の枠組みの継続となりますので、説明については割愛させていただきまして、(3)インターネット、ポスター、パンフレットその他広報資源を活用した取組についてというところからご説明をさせていただきたいと思っております。

このカテゴリでは、ホームページとかツイッターの活用を充実させるとともに、広報動画の活用を挙げております。先ほどのアンケートでもご紹介をいたしましたけれども、動物管理センターの認知度はいまだに低く、また認知の大半が動物の収容や処分などネガティブな印象が付きまとうものとなっております。そのような認知の捉え方ですと、我々が伝えたいことがなかなか伝わらない、なかなか耳を傾けていただけないおそれもありますので、新センターが多くの市民の方々にとって親しみやすく、気軽に訪れ、ペットについて学び、または新たな家族と出会う場所というように活用していただけるように、積極的な情報発信や親しみやすい雰囲気づくりを意識していかなければいけないと考えております。

また、動物の飼い方などもアクセスしやすい情報として載せていきたいと考えておりますけれども、例えば、しつけの仕方などは映像があれば非常に分かりやすいのですが、映

像には使用許諾の問題などもあるものですから、その点については課題となっております。もしセンターのホームページなどで紹介させていただきただけそんな教材や映像などがございましたら、ぜひご紹介をいただければと考えているところです。

次に、2ページ目に行きまして、(4)新センターの常設的な掲示についてです。

資料では、収容動物の紹介カードの掲示というものをピックアップしております。

先ほども申しあげましたとおり、新センターでは、気軽に訪れてペットについて学んだり、新しい家族を迎え入れる場として活用していただけるような仕掛けが必要になると考えております。その一つとして、譲渡対象動物の紹介について、より分かりやすく、親しみやすいものを考えております。新潟県の動物愛護センターがそのような取組を頑張っておられると把握しておりますけれども、なるべく性格なども含めて分かりやすく、読んで楽しくなるような掲示にしていければと考えています。

どうしても我々職員がつくると固くなってしまいがちですので、そのような部分については、ボランティアなどのご協力をいただいて、雰囲気づくりも含めて作成をお願いできればと考えているところです。

また、頻繁に更新をすることで、何度でもそれを目当てに来てくれる方が増えるような形にしていければなども考えているところです。

これ以外にも、映像などを用いて、ペットの飼い方やしつけ方が学べるような場所をつくればと考えているのですけれども、先ほどと同様に、その映像をどのように用意するかという部分については課題になります。もしよい教材などがございましたらご紹介をいただくと大変ありがたいです。

それでは、(5)に移りまして、新センターの施設を活用したセミナーなどについてご説明させていただきます。

これまでの動物管理センターには、人を集めて、セミナーやレクチャーをするという場所がございませんでしたので、新センターの開設でこの点が非常に大きく変わることになります。今回の教育事業案の中でも、人に来ていただいて実施するセミナーに関しては柱になってくると思います。

本日は、時間も限られておりますので、幾つかピックアップをしてご紹介したいと思います。

一つ目は、犬猫はじめて講習会です。タイトルは仮のものになりますけれども、センターからの譲渡を希望される市民とかペットの購入を考えている市民を対象に、飼い主としての心構えや、飼い始めるに当たって考えておかなければならない、備えておかなければならないポイントについて、また、守るべきルールやマナーについて総論的に解説をするものになります。飼い始める前に立ち止まって、場合によっては、自分の状況もしくは提供できる飼育環境などを考えて、これはペットを飼うのは諦めたほうがいいのかという決断も含めて、よくよく考えてもらう機会ということでやっていければと考えております。

そして、実際の動物の飼育方法についてももう少し詳しく知りたいという方々向けに、二つ目に挙げております犬の適正飼養講習会・猫の適正飼養講習会です。法令とかルール、しつけをデモンストレーションも含めて考えていますけれども、病気、栄養管理とか多様なテーマについて、各分野の専門の方々にご協力いただいて解説する総合的なセミナーとしてやりたいと考えております。

これについては、一つ一つの事柄について深掘りをしていくこととなりますので、我々センターの職員だけでやっていくのはなかなか難しいと考えているところです。大学の先生方とか、開業の獣医師さんとか、動物のしつけや訓練を専門にされる方々などのご協力をいただければと考えております。

また、その下に行きまして、ペットの災害対策についてのセミナーについても開催したいと考えております。

昨年、獣医師会主催の市民公開講座とか、アニマル・ローさん主催のセミナーなどでセンターからも講演させていただいておりますけれども、少しずつ関心が高まりつつある分野かと思えます。その機会を捉えて、多くの方に、日頃の備えと万が一のときの正しい行動を、このようなことが大事なのだよということを伝えていければと考えています。これについても、これまで災害対策に当たられた獣医の先生方とか、動物愛護団体の皆さん、もしくは災害支援ナースなど専門にされている方々がいらっしゃいますので、そのような方々と連携してやっていければと考えております。

続いて、動物愛護推進員とか、ボランティアさん向けの勉強会になります。動物愛護とか適正飼養の普及には、センターからの情報発信だけではなく、推進員やボランティアの活躍も欠かせないと考えております。勉強会などは、以前に行われていたものもあるのですけれども、新型コロナウイルス感染拡大などの影響から、中止になっていたもので、リニューアルをして開催をしたいと考えております。

次のページに行きまして、飼い主のいない猫に関してのセミナーも考えております。町内会とか飼い主のいない猫の問題で悩む地域の方々に向けて、飼い主のいない猫の対策、札幌市で行っているTNR活動への支援も含めて、どのような進め方でやっていったらいいのか、取り組んでいったらいいのかということについて、初めは分からないという地域が多いものですから、そのような方々に対して、このような方法、取組方がありますということでご紹介をする場にできたらと考えております。

少し時間も限られておりますので、一つ飛ばしまして、最後の項目になりますが、新センターの見学ツアーについても考えております。

先ほども申し上げましたとおり、センターに対するイメージはやはりネガティブなものが多いようです。特に、殺処分については、先ほど千葉からも話がありましたが、最小限になって数年たっているのですが、いまだに昔のイメージが根強く残っているようなので、そのイメージを払拭して、現在のセンターの取組を知っていただくために、収容室とか、処置室、運動場などを見学いただく機会が設けられればと考えております。

新センター開設後、しばらくは市民の皆さんの関心も高いと思いますので、その機会を捉えて開催させていただきたいと考えております。

以上、駆け足ではありますが、教育啓発事業の計画案についてのご説明でした。

重ねてのお願いにはなるのですけれども、多くの市民の方に情報を届けていくためには、センターの力だけでは及ばないところも多々あるかと思えます。また、ご専門の方とか、豊富な経験をお持ちの方にお話をいただいたほうが伝わることも多いと思えます。今回検討いたしました計画も多くの方の協力が不可欠と考えておりますので、何とぞ皆様のご協力をいただければと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局(千葉動物管理センター所長) 仮称)動物愛護センターにおける教育啓発事(案)につきましてご説明させていただきました。

進捗状況につきましては、先ほど矢ヶ崎からお話をさせていただきましたけれども、非常に順調に進んでおりまして、まだ骨組みの部分しかありませんが、今までの四角四面というより、楕円形のすてきな建物ができつつあると思えます。今の段階でも随分と雰囲気が違うところではあるのですが、立派な器ができて、中身が伴わないことには、新センターの機能は当然に発揮できないわけで、そのような面でのソフト面、新しいセンターができた暁には、どういうことをしようかというところで、一旦、私どものほうで考えてみた案でございました。いろいろ多岐にわたってございましたので、(1)から(5)までございますが、こちらも一つずつできればと思っております。

今までやった部分も含めて、まず、依頼を受けて、小学校や中学校、幼稚園、社会の地域の皆様、そのような方々からの依頼を受けて、外部に私どものほうで出向いて行う予定の事業です。二つほど挙げさせていただきましたけれども、この部分についてご質問等がございますでしょうか。こういうことをやったらいいのではないか、これはもう要らないのではないかということも含めまして、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○古屋委員 確認ですが、先ほどの普及啓発事業として(1)から(5)までお見せしていただいているのですけれども、これは全て予算化を目指しているということでしょうか。

○事務局(石橋指導係長) ありがとうございます。

必ずしも全ての事業について予算が必要なわけではございませんので、既にやっているものでも、ほぼ予算をかけずにやっているものもたくさんあります。ですから、新しく始めるものの中で予算が必要なものの中には含まれているということになるかと思います。

○古屋委員 ありがとうございます。

○佐々木委員 私たち団体にも講師として来てもらった経緯はあるのですけれども、1年でどれぐらい講師を派遣して動いているのかお聞きしたいです。

○事務局(石橋指導係長) ありがとうございます。

今日お配りをしております資料①、動物愛護管理推進計画の進捗状況の資料の中で、例

えば、5 ページ目に「命の教室」の実施状況、「どうぶつあいご教室」の実施状況を載せております。それ以外にも「愛犬といっしょの公園散歩講座」が6 ページ目のほうにもあります。掲載している場所がばらばらですが、トータルの数は出していないのですけれども、今年はコロナ禍の影響も少なくなってきたこともあって、かなり多くの方を対象に公園とか出前講座もしくはレクチャーができたと考えております。

○佐々木委員 ありがとうございます。

○事務局（千葉動物管理センター所長） ほかにございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（千葉動物管理センター所長） そうしましたら、催事的に行う事業ということで（2）イベント的に行う事業につきまして、何かご質問等、ご意見等はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（千葉動物管理センター所長） それでは、インターネットとか皆さんに見ていただくもの、広報資源を活用したのになりますけれども、今どきの媒体ということになるでしょうか、ホームページやツイッター、ユーチューブを利用しての私どもからの広報活動の部分になろうかと思いますが、この点についてご質問、ご意見等はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（千葉動物管理センター所長） そうしましたら、新センターでの常設的な教育普及事業ですね。何かを貼り出したりということで、来ていただいた方々に見ていただくポスター、展示物になろうかと思えますけれども、そのような部分での教育普及事業についてです。この部分について、こういうものを紹介したらいいのではないか、見せたらいいのではないかというご意見も含めまして、何かございますでしょうか。

○中川委員 この掲示物は、別にしっかりしたものではなくても、例えば、うちもそうですし、専門学校でもやっているのですけれども、啓発活動という感じで、感染予防についてとか、リードを必要とする散歩についてとか、学生たちがポスターをつくるのです。今は校内に貼ってほかの学生たちに見せるということをしているのですけれども、ほかの専門学校でも動物病院に就職したときにいろいろなポスターを手作りで貼ったりするものですから、その練習でつくったりするのですが、学生の手作りのポスターはこちらで使用するの難しいものなのではないでしょうか。

○事務局（石橋指導係長） ありがとうございます。

今、この場で結論を出せるものではないと思えますけれども、ほかの部署、例えば、動物園ではそのようなポスターを募集するという事業もありますので、方法として全くないものではないと考えております。

○中川委員 ありがとうございます。

今、専門学校5校が動物部会をつくっておきまして、その中で提案すると、ほかの専門

学校も協力して、いろいろな学生が積極的に出してくれるのではないかと想像していたものですから、ご質問させていただきました。ありがとうございます。

○事務局（千葉動物管理センター所長） あとは、新センターでの常設的な部分についてご質問等はございませんか。

○佐々木委員 ボランティアなどの協力を得てとあるのですけれども、ボランティアのめどは立っているのでしょうか。

○事務局（石橋指導係長） ありがとうございます。

現在、動物管理センターで動物愛護ボランティアを登録しております、いわゆる啓発活動とかイベントの手伝い、それ以外にも、収容動物のケアに関してのボランティアをお願いしております。このような既存の枠組みを使いながらやっていければなと考えているところでございます。

○佐々木委員 分かりました。ありがとうございます。

○事務局（千葉動物管理センター所長） ほかはよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（千葉動物管理センター所長） そうしましたら、新センターの施設を活用したセミナーです。なかなか大規模なお客さんを収容できるようなホールもできることになりそうですので、項目も多岐にわたっておりますけれども、皆様に来ていただいて、活用いただいてというセミナーになろうかと思えます。

今井委員、お願いいたします。

○今井委員 今井でございます。

要望といたしますか、以前に提出した意見書にも記載していたかもしれませんが、犬の適正飼養、猫の適正飼養講習会の年4回程度のところで、当法人でも参加者様のアンケートを募っています。やはり、半数近くの参加者様から多いのが、介護のことが多いのです。犬猫の介護の仕方が分からないというご意見がとても多くて、私どもの法人でも、1度、介護生活というテーマでセミナーを開催させていただいたのですけれども、その後もご意見がとても多いので、できれば犬猫の介護に伴うセミナーをお願いできたらと思っております。

○事務局（石橋指導係長） ありがとうございます。

検討させていただければと思います。

○鳥越委員 ペットの災害対策について聞きたいのですけれども、新しいセンターでは、災害が起きたときに、例えば、飼い主が入院してしまったときにペットの収容施設のことは考えていらっしゃるでしょうか。

○事務局（矢ヶ崎管理係長） 私からお答えさせていただきます。

新しいセンターで災害に遭われた方のペットを収容するという予定は、今のところはないです。災害についてもボランティアの方にいろいろご協力をいただくことになっておりまして、そういった場合には災害ボランティアの方に預かっていただけないかということ

で対応していきたいと考えております。

○鳥越委員 例えば、有珠山が爆発したときに、ペットの収容所をつくりましたが、多分、ボランティアでは賄い切れない数の犬猫が来るのではないかと思いますので、そのような収容ができるような想定も少し考えていただいたほうがいいのかなどという意見でした。

○上杉委員 犬猫はじめて講習会についてですが、動物を適正に飼育していただくことや、安易な動物の迎え入れを防止する意味でも、講習会を受けた方に譲渡するという条件にさせていただけたらと思います。

旭川のあにまあるがそのようにされていると思うのですがけれども、適正飼育を推進する意味でも、講習会を受けてからということをご希望します。

また、これとは違うかもしれませんが、譲渡の方法について、今まででしたら希望された方にアンケートを書いていただいて、それで譲渡をされていたと思うのですがけれども、もう少し細かく終生飼養できるのかということ調べていただけるような、例えば、生活環境とか、先住犬猫とか、いろいろなこともお聞きしながら、慎重な譲渡をしていただきたいのです。もちろん譲渡の推進は大切なことなのですが、何よりも、もらわれていった先で終生大切に育てていただくことが大事だと思いますし、そこで繁殖などをして大変ですので、譲渡前に不妊手術を行うということも必須条件だと思います。

話がそれてしまいましたけれども、講習会を受けてからの譲渡をご希望します。

○事務局（石橋指導係長） ありがとうございます。

おっしゃるとおり、いろいろなリスクも踏まえた上で、飼うべきか飼わないべきかを考えていただく機会は非常に重要と考えております。一方で、上杉委員がおっしゃったとおり、譲渡の推進などの部分で機会が狭まってしまうことの弊害があるということも考えなければいけないものですから、まずは一旦、こういう形で講習会を始めさせていただいて、次のステップのところ、事前の講習会を受けた方という議論をしていくことになるかと考えております。

もう一つ、譲渡前審査についてですがけれども、昨年、我々のほうで行う譲渡前の審査も少し細かいところを今までに比べたら聞くようになったと考えております。もちろん、これが完璧というものではなくて、これからもレベルアップしていかなければならない部分と考えておりますけれども、現状はそういう状況になります。

○上杉委員 譲渡後に大切に飼っていただくということが何より大切なことだと思うので、ぜひ検討してください。

○事務局（石橋指導係長） ありがとうございます。

○事務局（千葉動物管理センター所長） ほかにございますでしょうか。

○古屋委員 先ほどの災害対策のセミナーの件ですがけれども、災害はいつ何時どこで起こるか分からないので、札幌市以外からも興味がある方々は受け入れてセミナーに参加できるという考えでよろしいでしょうか。

○事務局（石橋指導係長） ありがとうございます。

地域を限るかどうかというところに関しては、申し訳ありません、あまり検討されていなかったというのが正直なところです。会場のキャパシティの問題とか、最近はオンラインでの講習会も開催できるようになっているので、そのような意味では、必ずしも門戸を狭めなくても、より多くの方に聞いていただけるのであれば、それにこしたことはないと考えております。

○古屋委員 ありがとうございます。

○事務局（千葉動物管理センター所長） ほかにございますでしょうか。

○中川委員 先ほどもお話ししたように、動物系の専門学校でいろいろな行事やいろいろなことをやっているのですけれども、その中で、災害対策の講義を、吉田学園の先生がそういうこともできるので、もし協力できることがありましたら声かけしてくださいと言われました。専門学校でも講師がいろいろスキルアップしながら日々授業をやっていまして、災害対策のお話ができる者もおります。

本校として思っていたのは、飼い主にペットとコミュニケーションを取りながらのトリミングといいますか、グルーミングというものも実は教員の中からすごく声が出ておりましたので、そういうこともお伝えできる機会があれば、教員や学生も共に講習会の場に参加してお伝えしていきたいと声もありましたので、その2点をお伝えできれば思っていました。

また、先ほどの施設の進捗状況の中でトリミング室もあると伺ったのですが、その職員しか使えないトリミング室ということになりますよね。例えば、トリミングのシャンプ一台を使って市民の方にトリミングやグルーミングの方法をご指導するというのは難しい施設でしょうか。

○事務局（千葉動物管理センター所長） トリミングルームは、私どものところに入ってくる犬猫について、見た目の問題で譲渡率が上下するということがあるものですから、健康診断と、見た目もきれいにしてあげましょう、清潔にしてあげましょう、さっぱりさせてあげましょうということで設けた部屋でした。

トリミングがこうやったらいいとか、洗うときはこうしましょうねということができるほど広くないお部屋ですから、例えば、その先に処置室もあるのですけれども、また、ドーナツ形の建物になるのですが、ドーナツの輪の真ん中のあたりはちょっとした空間になっていますので、そういうところに、プールではないですけれども、トリミングしたりするような台を設けることができるのであれば、実際にこうトリミングしてあげるのだよみたいなことにもしかしたら使えるかもしれないのですが、私どもとしても検討してみたいと思います。

ありがとうございます。

○中川委員 ありがとうございます。

○事務局（石橋指導係長） 一つ目にご質問いただいております吉田学園の先生、災害支援ナースの先生方なども連携してやっていければと考えております。

せっかくの施設ですので、その活用機会をできるだけ増やしていきたいと考えていますし、たくさんの方が訪れる施設にしていきたいと考えておりますので、どういうコンテンツを提供していくのかという部分について、皆さん方と連携して、ご協力をいただきながらやれればと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（千葉動物管理センター所長） ありがとうございます。

上杉委員、お願いいたします。

○上杉委員 新センターの見学ツアーの中の猫用プレイルームですけれども、先ほどの整備事業の中でもお話しされていて、そちらでご質問をさせていただければよかったのかもしれないのですけれども、プレイルームというのはどういう形になるのでしょうか。触れ合いルームみたいな感じですか。

○事務局（矢ヶ崎管理係長） 触れ合いまではいかないのですけれども、エントランスに入ってすぐの場所に、ガラス越しに猫が遊んでいる様子を見ることができる部屋というイメージになっております。基本的に一般の方がそこに入って触れ合うということは想定しておりませんので、職員のほうで、元気な猫がいれば、そこにちょっと置いておいて、元気な姿を見せて、来場した方に見てもらおうというイメージで考えております。

○上杉委員 分かりました。ありがとうございます。

猫にストレスがかかるような状況では、動物の福祉という点からは見ていただくのもよくないと思いましたが、猫が自由に遊んでいるのでしたら、いいと思います。

○事務局（千葉動物管理センター所長） ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（千葉動物管理センター所長） それでは、最後になりますけれども、保護ボランティア制度についてのお話になります。登録制度について改正を考えてございまして、その部分についてご説明させていただきます。

○事務局（石橋指導係長） それでは、引き続き、私、石橋からご説明させていただきます。保護ボランティアについての改定についてです。

近年、センターの動物収容を取り巻く環境状況が大きく変わってきておりまして、来年度には、先ほど来お話をさせていただいておりますとおり、新センターがオープンすることに伴いまして動物の収容環境も大きく変化することが予定されております。

そのような中で、かつての殺処分の回避という目標にとどまることなく、よりよい動物福祉の提供という観点に動物収容に関してもシフトしていかなければいけないと考えているところです。

このような中で、平成26年に制定した保護ボランティア制度についても、ボランティアの役割とか活動の方法、センターとの連携の方法の見直しをしていかなければならないのではないかと考えておりました。

本日は、見直しの概要についてご説明させていただきまして、委員の皆様方のご意見をいただければと考えております。

詳しくは、A4判表裏の資料を配付させていただいておりますので、それに沿ってご説明をさせていただきます。

まず、保護ボランティア制度は、センターから動物を引き取って、新たな飼い主に譲渡する、つなぎをするという活動を行っている方の活動状況を把握するとともに、適正飼養の推進を図ることを目的として、平成26年4月に制度化されたものです。

それ以前、今から20年ぐらい前の2004、2005年、2006年頃でしょうか、その頃は毎年2,000頭以上の犬猫が殺処分されていた時代ですけれども、その頃にも、個人活動に近い形ではあったのですが、現在のようにほかの方に譲渡することを目的に、センターから動物を引き出してくださるという方が何名かおられました。その後もそういう方々が増えていきまして、また、団体とか組織として活動される方も増えていく中で、そういう活動をしておられる方を把握して、多頭飼育化も含めて、問題のある飼育状況にならないようにしていくこと目的に制度を整えたということになります。

動物の収容数は資料にお示ししておりますグラフのとおり、減少傾向にあります。単純比較はできないのですが、例年、猫の全譲渡数の4割程度は保護ボランティアを介して譲渡をさせていただいているという状況になっております。

特に、センターで飼育管理することが難しい乳飲み子、まだ目も開かないような子猫、生後一、二か月ぐらいの小さな猫の引き受けをはじめ、多頭飼育崩壊などで、センターの収容が一時的に逼迫してしまったような状況になったときに、お助けをいただいたりということで、大きな役割を担っていただいているところです。

一方で、幾つか課題も浮かび上がってきております。

一つ目は、保護ボランティアに担っていただきたい役割の変化になります。

平成24年の法改正で、それまでは行政に義務づけられてきた所有者からの犬猫の引取りについて、ある一定のケースでは拒否ができる規定ができたことや、その後、国からの通達によって、所有者不明の犬猫の引取りについても、例えば、野良猫の駆除を目的としたような引取りについては拒否すべきということになったこともありまして、グラフでお示しをしておりますとおり、動物の収容頭数は年々に減少傾向にございます。多頭飼育崩壊で一時的に収容状況が逼迫することはありますけれども、昔に比べて猫があふれかえるという状況は少なくなりつつありますし、新センターの開設で、収容キャパシティーが倍増する予定でございます。このため、制度開始当初、ボランティア制度が始まった頃、殺処分を回避するためということで、保護ボランティアに活躍をしていただけてきたところですが、今後は、殺処分はもちろんですが、よりよい福祉を提供するという観点で、センターは全体として動物を管理している形になるわけですが、そういう管理ではなかなか提供できないケアの部分を保護ボランティアに担っていただければと考えているところです。

2点目は、制度の規定と現在の運用実態の乖離もございます。1点目とも少し絡んでくるところではあるのですが、現行の制度は、一般の譲渡と同様に、保護ボランティ

アからのご希望や申出に基づいて、この子が欲しいというご希望に基づいて譲渡を行うという制度になっていますけれども、最近では、乳飲み子猫の保護目的とか、多頭飼育崩壊でキャパシティが逼迫したときに、我々センターから個別に保護ボランティアにご相談して、引き取っていただけませんか、対応してもらえませんかというご相談をすることが出てきておりますので、制度と運用実態が乖離している状況になっております。

3点目は、保護ボランティアの活動や方向性の多様化になります。

保護ボランティアの皆さんは、不幸になる犬猫を救いたい、殺処分を何とか回避したいという思いから、スタートしていると思っておりますけれども、残念ながら、中には、明らかに違法とは言えないまでも、我々が考える、センターが推奨する適正飼養の方針と合致しないような飼育管理が行われてしまうケースや、活動状況が不透明になってしまっているケースも出てきていると考えています。

現在の登録基準は、もともと殺処분을回避することが最優先だったこともあって、センターから救い出してくれるのであればということで、ほぼ制限なく登録ができる状態になっております。また飼育管理に関しての遵守事項の規定も、一般飼育者相当の最低限の水準となっておりますので、問題のある活動に対して指導することが難しいという状況にもありました。

このような問題を解決して、センターの収容動物のよりよい福祉を確保していくために、保護ボランティア制度を大幅に改正したいと考えているところです。

具体的な改正のポイントとしては、大きく4点ございます。

3の改正の骨子になりますけれども、一つ目は、課題①もしくは②に関連する部分になりますが、センターからの積極的譲渡、いわゆる引取り依頼の明文化ということになります。既に、実態として、先ほどもお話をしたとおり、乳飲み子が保護されたときとか、瞬間的に収容状況が逼迫したときに、センターの環境になかなかなじめずに、結果として低い福祉状態、萎縮してしまってなかなかご飯を食べてくれないとか、ストレスで下痢を患っている、そのような状況に置かれているときに、センターからボランティアに引取りをお願いするということがありまして、これを明文化するということになります。

実態としては、既にそういう運用がされておりますので、実態が大きく変わるものではないと思いますが、この規定を明文化して、保護ボランティアにもそういった認識を持っていただくことで、センターの収容動物の福祉の向上を図っていくための協力者として活躍をいただきたいと考えているところです。

続いては、2点目ですけれども、一時預託という仕組みの創設です。

詳しく言うと、センターでは提供が難しいケアを必要とする動物、例えば、授乳期の幼若個体とか産前産後の母体親子、収容による精神的なストレスを受けている個体とか、センターの群管理の施設体制ではなかなかケアが難しいものを対象として、期限付きの預託という形をつくりたいと考えております。

現状でも、ボランティアへの引取り依頼という1点目でもご説明をした形はあります。

けれども、1点目の制度は、あくまでも第三者への譲渡を目的としてボランティアが引き取る形を取っているのに対して、この一時預託というのは、ある程度動物の状態が落ち着いたらセンターに返していただくことを前提としているという点で異なってきます。ボランティア側にも様々な事情がある中で、引き取った個体をずっと抱え込むのは難しいけれども、新しい飼い主が見つかるまで、ずっとボランティア側でしっかりするのは難しいけれども、一時的に、動物の状態が落ち着くまでの短期間であれば預かることができるという活動の仕方もできるように、選択肢を増やすということになります。そうすることで、ケアの恩恵を受けられる動物を増やして、動物福祉の全体的な水準向上を図っていきたいということになります。

1点目も、2点目も、センターから、ボランティアにお願いする、ご相談するということで動き出すものではありませんけれども、もちろん、それぞれのボランティアにそれぞれご事情があると思いますし、センターが無理に押しつけてしまうようなことにならないようにしなければならぬと考えております。動物福祉の向上という共通の目標に対して、それぞれができる範囲で相談、協力し合いながら実施していければと考えております。

続いて、3点目ですけれども、センターから保護ボランティアへの支援の拡充になります。

現状でも、センターからボランティアに譲渡したものについて、避妊手術を行ったり、もしくは、その個体が亡くなった場合に火葬するというときに、センターのほうで無償で実施をするというお手伝いをしているものがありましたけれども、これに加えて、センターで、現在、収容動物に行っているワクチンの投与とか駆虫薬もその対象に加えたいと考えております。

また、これまで規定の中で整理されていなかった支援対象個体についても、現在の運用状況を踏まえて改めて整理をした状況です。

続いて、4点目です。

恐らく、これが現行の保護ボランティア、もしくは新しくそのようなことをやろうと思われている方に影響が大きいと思いますが、登録基準・遵守事項の見直しになります。

先ほどご説明をしたとおり、現在の登録基準・遵守基準は一般の飼い主の水準になっておりまして、残念ながら、中には飼育管理に問題が生じてしまったり、活動自体にちょっと問題があるのではないかという取組が行われたりすることも起きてしまっておりました。

今回、よりよい動物福祉を目指していくという大きな方針の中で、協働・連携していく保護ボランティアにも、安定的な活動とか、高い水準での動物福祉、高い透明性の確保をお願いしたいということで、登録に当たっての基準とか日常的な管理運営基準を大きく見直したいということになります。

具体的には、資料にも記載させていただいておりますけれども、まず、登録基準として、対象者の要件とか、登録をお断りするケースの整理、動物取扱業で言うところの取扱責任者の設置、施設基準の厳格化などを考えておりますけれども、おおむね、動物取扱業者に

求められる水準を一つの目安として考えているところです。

対象者の要件というのは、これまで札幌市内にお住まいの18歳以上の方であれば誰でも登録できるようにならなりましたが、これを改めまして、第一種動物取扱業の登録、または第2種の届出をされている方や、センターで行っている動物愛護管理の推進に関する市民団体登録をされている方、あとは、動物病院とか獣医、愛玩動物看護師で犬猫の飼養施設を持っている方という限られた方々を登録の対象とするということに改めてかどうかと考えているところです。

この改定によって、個人で活動しておられる方にとっては少しハードルが上がってしまう部分もあると思うのですが、第2種の届出自体はそれほど難しい手続ではございませんので、この点がボトルネックになるということはそれほど多くはないのではないかと思います。

次に、登録をお断りするケースは限定的なもので、これまでセンターに動物を放棄したことがある方についてはお断りするという方向を考えております。保護ボランティアをとという活動を志す方々でそのような状況になることは通常ないだろうと思われまので、一般的には、この規定が適用される機会はないだろうと思うのですが、終生飼養については、一般向けの譲渡においても誓約いただいているところで、その誓約に違反した場合は次回以降の譲渡をお断りする規定にもなっておりますので、それとの整合を図ったということが言えるかと思います。

続いて、これは少しハードルの高い部分になると思いますけれども、動物取扱責任者の設置を条件としたいということになります。

先般、法改正がございまして、第一種取扱業の責任者になるためには、資格知識と経験の両方が求められることになっておりますけれども、経験要件については、取扱業の事業所などでの従事経験ということになってしまので、今回の改正では、いわゆる資格知識のみ、具体的には、愛玩動物飼養管理士とか愛犬飼育管理士という要件を満たす資格とか、所定の教育機関の卒業の証明をいただくことで考えております。

また、個人ボランティアの集合体として活動しておられる団体もいると思いますので、その場合は、代表して各個人ボランティアにおける飼育管理を監督する立場の方を置いていただくことで考えています。

あとは、施設基準についてですけれども、これについても基本的には第一種動物取扱業水準をベースにして、さらに保護活動という由来の分からないというか、いろいろな来歴を持つ動物を引き受けるという観点から、検疫のためのスペースや設備をご用意いただくということを一つの要件として考えています。

実際には、既に活動しておられる方の多くにとっては、それほど難しい水準ではないのではないかと考えているところです。

続いて、日常的な管理において遵守していただきたい点としては、動物の管理台帳をつけることを義務化させていただくほか、譲渡時の説明義務も設けさせていただこうと考え

ております。

まず、その台帳ですけれども、動物の出入りの記録や治療などの記録とお考えいただければよいかと思えます。

動物取扱業においては、既に義務化をされているものになります。

例えば、ボランティア譲渡を受けた動物がどこにもらわれていったか分からないということでは困りますし、どのような管理をしていたかの記録もなく説明もできないのはよろしくないというのは、恐らく皆さんにもご同意いただけるのではないかと思いますけれども、各自の活動が適正に行われているかどうかというものを客観的に評価するにも、やはり記録は重要な要素になりますので、これを義務づけたいと考えているところです。

あとは、譲渡時の説明義務についてですけれども、先ほど上杉委員からも少しお話がありまして、既に実施しておられるボランティアも多くいると思えますけれども、トラブルの防止であったり、もらわれていった先での適正飼育や終生飼養の確保という点では非常に重要なものになると思えますので、今回の改正で盛り込みたいと考えているところです。

この説明の項目についても、基本的には動物取扱業において求められている水準ということと考えております。

改正の骨子としては以上になります。

今後のスケジュールについてですけれども、本日、委員の皆さんからのご意見をいただいて方針を固めていきまして、今後、細かい条文として落とし込んでいくとともに、既にご登録いただいている保護ボランティアにも改めて周知説明を行いまして、年度内に新制度に移行していければと考えております。

以上、時間を超過してしまっておりますけれども、私からの説明は以上になります。  
○事務局（千葉動物管理センター所長） 現在も行われておりますけれども、保護ボランティアについて、登録の制度について改正を加えて、よりよいものにしていきたいと考えさせていただきました案です。

皆様から、ご意見や、もっとこのようにしたほうがいいのか、それは厳し過ぎるのではないかなど、何かご意見を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

○上杉委員 この骨子案ができましたら、現在登録している愛護団体に一度案として見せていただくというか、一緒に協議させていただくことはできるのでしょうか。

○事務局（石橋指導係長） 少なくとも、ご説明の機会は設けなければいけないかと考えております。その中で、考え直さなければならない部分があったときに、また改めて検討するところが出てくるかもしれないと思えます。

○上杉委員 今年度中に実施されるのですか。

○事務局（石橋指導係長） 失礼しました。来年度です。

○上杉委員 新しい一時預託のところは、もうちょっと詳しく煮詰めていかないと、例えば、預かった犬や猫は、それなりに医療費がかかるとかケアが必要になってくることが多いと思うので、この辺は全てボランティア団体の負担になると、皆さん、つらいところが

あるかと思うのです。そのようなことも含めて、今登録している団体の中で周知して、皆さんと一緒に協議してということをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（石橋指導係長） ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（千葉動物管理センター所長） それでは、私どもで本日協議いただきましたかった案件につきましては以上でございます。

最後に、全体を通しまして、また、ほかの側面からもご質問やご意見、これについてはどうなっているのかということも含めましてご意見等を頂戴できればと思いますが、何かございますでしょうか。

特に、今後、愛護センター、新センターができるに当たって、この部分はどのようになっているのかとか、何か頂戴できればと思っております。いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（千葉動物管理センター所長） ありがとうございます。

ご意見等なさそうですので、以上につきまして、議事を全て終了とさせていただきます。ありがとうございました。

本日は、ご出席の皆様のご協力いただきまして、無事に議事について終了させていただくことができました。本当にありがとうございました。

## 5. 閉 会

○事務局（千葉動物管理センター所長） それでは、閉会に当たりまして、生活衛生担当部長の金網よりご挨拶申し上げます。

○金網生活衛生担当部長 生活衛生担当部長の金網でございます。

本日は、長時間にわたりまして、貴重なご意見や提案を多数いただきまして、大変ありがとうございました。

今、動物は、飼い主にとって家族の一員として大切な存在である一方、市民アンケートの報告でも触れましたけれども、マナーやルール、知識の欠如などそれに起因するいろいろなトラブルなど、様々な課題がまだあると考えております。その解決に向けて、普及啓発や適正飼育などの取組を進めていくには、会議の中でも再三触れましたけれども、皆様方をはじめ、専門家の方々や関係団体、事業者の方などとの連携・協力が不可欠であると考えております。

新しいセンターの開設をきっかけとしまして、より多くの市民の皆様にも、動物の幸せや、人と動物が共生する社会の実現に関心を持っていただけるよう、新たな取組が効果的に実施できるように、本日いただいたご意見なども踏まえながら、引き続き検討を進め、一つ一つ課題に皆さんと力を合わせて取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後とも

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

○事務局（千葉動物管理センター所長） どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和4年度札幌市動物愛護管理推進協議会を閉会いたします。

なお、本日の議事録につきましては、後日、皆様に送付をさせていただきますので、お受け取りいただければと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上